

議案第 1 1 2 号

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(上越市自治基本条例の一部改正)

第 1 条 上越市自治基本条例(平成 2 0 年上越市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「については、」の次に「個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年
法律第 5 7 号)に定めるもののほか、」を加える。

(上越市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 上越市情報公開条例(平成 8 年上越市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「1 4 日」を「3 0 日」に改める。

第 1 4 条を次のように改める。

(手数料)

第 1 4 条 公文書の公開を受ける者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要す
るときは、その実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、無料とすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 1 4 条関係)

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1 枚につき 1 0 円
	カラー	1 枚につき 3 0 円

備考

- 1 写しの交付は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚と
して費用を算定する。

- 2 写しの交付は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

(上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正)

第3条 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例(平成8年上越市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中イを削り、ウをイとし、同項第2号中「上越市個人情報保護条例」を「上越市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年上越市条例第 号)第4条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 上越市議会個人情報の保護に関する条例(令和4年上越市条例第 号)第50条の規定による市議会の諮問に応じて審議すること。

第3条中「9人」の次に「以内」を加える。

(上越市都市公園条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「上越市個人情報保護条例(平成8年上越市条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

- (1) 上越市都市公園条例(昭和46年上越市条例第28号)第35条
- (2) 上越市体育施設条例(昭和46年上越市条例第125号)第16条
- (3) 上越市立オールシーズンプール条例(昭和51年上越市条例第27号)第15条
- (4) 上越文化会館条例(昭和53年上越市条例第5号)第21条
- (5) 上越市総合体育館条例(昭和54年上越市条例第36号)第16条
- (6) 上越市勤労身体障害者体育館条例(昭和54年上越市条例第37号)第16条
- (7) 上越市立水族博物館条例(昭和55年上越市条例第14号)第14条
- (8) 上越市軽費老人ホーム条例(昭和55年上越市条例第28号)第14条
- (9) 上越市藤野野球場条例(昭和56年上越市条例第29号)第14条
- (10) 上越市海洋フィッシングセンター条例(昭和58年上越市条例第29号)第15条
- (11) リージョンプラザ上越条例(昭和59年上越市条例第35号)第19条
- (12) 上越市南葉高原キャンプ場条例(平成元年上越市条例第18号)第15条
- (13) 上越市高田スポーツセンター条例(平成元年上越市条例第42号)第16条
- (14) 上越リゾートセンターくるみ家族園条例(平成元年上越市条例第43号)第15条
- (15) 市民いこいの家条例(平成6年上越市条例第12号)第15条
- (16) ワークパル上越条例(平成7年上越市条例第24号)第19条
- (17) 上越市駐車場条例(平成10年上越市条例第7号)第18条

- (18) 上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成11年上越市条例第3号）第18条
- (19) 上越市病院事業の設置等に関する条例（平成11年上越市条例第41号）第18条
- (20) 上越市市民プラザ条例（平成12年上越市条例第55号）第18条
- (21) 上越市市民の森条例（平成14年上越市条例第2号）第18条
- (22) 上越市オンブズパーソン条例（平成15年上越市条例第29号）第20条第2項
- (23) 上越市大島やまざくら条例（平成16年上越市条例第42号）第12条
- (24) 上越市安塚雪だるま高原条例（平成16年上越市条例第45号）第16条
- (25) 上越市うみてらす名立条例（平成16年上越市条例第62号）第16条
- (26) 上越市月影の郷条例（平成16年上越市条例第63号）第16条
- (27) 上越市川上笑学館条例（平成16年上越市条例第68号）第15条
- (28) 上越市青少年野外活動施設条例（平成16年上越市条例第79号）第17条
- (29) 上越市霊園条例（平成16年上越市条例第93号）第21条
- (30) 上越市吉川ゆったりの郷条例（平成16年上越市条例第95号）第15条
- (31) 上越市生活支援ハウス条例（平成16年上越市条例第98号）第15条
- (32) 上越市牧湯の里深山荘条例（平成16年上越市条例第106号）第15条
- (33) 上越市柿崎マリンホテルハマナス条例（平成16年上越市条例第108号）第15条
- (34) 上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例（平成16年上越市条例第110号）
第16条
- (35) 上越市吉川スカイトピア遊ランド条例（平成16年上越市条例第111号）第17条
- (36) 上越市板倉保養センター条例（平成16年上越市条例第112号）第15条
- (37) 上越市安塚地域産業振興施設条例（平成16年上越市条例第114号）第17条
- (38) 上越市六夜山荘条例（平成16年上越市条例第115号）第16条
- (39) 上越市菱の里条例（平成16年上越市条例第117号）第16条
- (40) 上越市菖蒲高原緑地休養広場条例（平成16年上越市条例第119号）第16条
- (41) 上越市くびき食彩工房条例（平成16年上越市条例第127号）第16条
- (42) 上越市柿崎総合体育館条例（平成16年上越市条例第140号）第16条
- (43) 上越市農村地区多目的集会所条例（平成16年上越市条例第145号）第17条
- (44) 上越市ゐしんの里記念館条例（平成17年上越市条例第41号）第16条
- (45) 上越人材ハイスクール条例（平成17年上越市条例第89号）第17条
- (46) 上越科学館条例（平成18年上越市条例第1号）第15条
- (47) 上越市五智歴史の里会館条例（平成18年上越市条例第64号）第16条
- (48) 上越五智養護老人ホーム条例（平成20年上越市条例第7号）第13条

(49) 上越市若竹寮条例（平成20年上越市条例第9号）第11条

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（上越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行日前に上越市情報公開条例第10条の規定による請求がされた場合における第2条の規定による改正前の上越市情報公開条例第11条の規定による公開請求に対する決定等については、なお従前の例による。